

福祉手当支給、福祉医療費助成制度などのあらまし

福祉の増進を図るため各種の手当の支給や医療費の助成などの制度があります。受給資格があっても、申請の手続きをしないと手当の支給や医療費の助成などが受けられません。制度の内容・手続きなど詳細は各担当課までお問合せください。

福祉関係医療一覧

(医療費は保険診療分に限りです)

種 類	対象となる人	助成の内容と手続き	申請に必要な物
■ 国保医療課 医療係 ☎95-0151			
子 ども 医 療	(1) 中学生3年生までの子ども(※) (※) 令和7年10月診療分より、高校生世代(18歳到達の年度末まで)の通院費を助成(詳細は4ページに掲載) (2) 高校生世代(18歳到達年度末まで)の入院費	医療費の自己負担分の全額を助成 ○県内の医療機関 …被保険者証に、各医療制度の受給者証を添えて、窓口へ提出 ○県外の医療機関および高校生世代の入院費 …医療費の自己負担分は医療機関の窓口で支払い、領収書等を添えて市へ還付請求	①
母子家庭等医療	(1) 母子家庭または父子家庭で、18歳到達年度末までの児童とその父または母 (2) 18歳到達年度末の児童がいる、父または母に障がい(身障1～2級程度)がある場合 (3) 父母のいない18歳到達年度末の児童		①⑩
後 期 高 齢 者 福 祉 医 療	後期高齢者医療被保険者で、次のいずれかに該当する人 (1) 障がい者、精神障害者医療、母子家庭等医療の受給資格要件に該当する人 (2) 市民税の非課税世帯(税法上等の扶養されていない人)で3か月以上のねたきりか認知症の人またはひとり暮らしの人 (3) 感染予防法、精神保健福祉法による措置入院等をしている人 (4) 戦傷病者手帳を所持している人		①⑩⑪ (これに加え、個々の場合に 応じ②～⑧が必要)
障 害 者 医 療	(1) 身障1～3級、4級の腎臓機能障がいおよび4～6級の進行性筋萎縮症の人 (2) 療育手帳A・B判定の人 (3) 自閉症群と診断された人		①②③⑤
精神障害者医療	精神障害者保健福祉手帳1・2級の人		①④
	自立支援医療受給者証(精神通院)を交付されている人(注)	(注)…助成される医療費は自立支援医療(精神通院)で指定した医療機関等にかかるものに限る	①⑪
	精神保健福祉法第5条該当者で精神病治療のため入院する人	医療費の自己負担分の1/2を助成 ○入院予定または緊急入院となった時点で、国保医療課にご連絡ください。	①⑥
未熟児養育医療	身体の発達が未熟なまま生まれ、入院による養育が必要と医師が判断した乳児	未熟児養育医療の対象と判明した時点で国保医療課にご連絡ください。	①⑨⑩
■ 福祉課 障がい福祉係 ☎95-0118			
自 立 支 援 医 療 (更 生 医 療)	原則、身体障がい者で、人工透析、心臓手術、人工関節手術、肝臓移植等、確実な治療効果が見込まれる医療を必要とする人	医療費自己負担分が原則1割になります。 障害者医療対象の人は、併せて医療費の自己負担分の全額を助成。 ○事前に福祉課への申請が必要	①②⑦⑩ ⑪
自 立 支 援 医 療 (育 成 医 療)	身体の障がいを除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる満18歳未満の児童(障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む)		①⑦⑩
自 立 支 援 医 療 (精 神 通 院 医 療)	精神疾患の通院治療を必要とする人	医療機関、薬局等を一箇所ずつ指定し、その医療機関等にかかる医療費自己負担分が原則1割になります。 ○事前に福祉課への申請が必要	①⑦⑩

申請に必要なもの

①保険情報が確認できるもの(資格情報のお知らせ・資格確認書・マイナポータル画面(医療保険者の資格情報画面)を印刷したもの・健康保険証のいずれかの書類) ②身体障害者手帳 ③療育手帳 ④精神障害者保健福祉手帳 ⑤自閉症群と診断された場合は診断書 ⑥精神科医師の診断書 ⑦診断書・意見書(様式は市ホームページおよび福祉課にあります。) ⑧戦傷病者手帳 ⑨養育医療意見書 ⑩マイナンバーがわかるもの ⑪その他関係書類



福祉手当一覧

対象	種 類	対象となる人	手当の額	支給日 (土・日曜日、祝日の場合は 前銀行営業日に支給)	申請に 必要な物
■ 子ども課 児童家庭係 ☎95-0120					
子ども・母子・父子家庭等	児 童 手 当 (国 の 制 度)	高校生年代まで(18歳到達年度末まで)の児童を監護養育している人	児童1人につき 3歳未満 月額 15,000円 3歳以上 月額 10,000円 (第3子以降月額30,000円)	4月・6月・ 8月・10月・ 12月・2月 の10日	①③⑦⑧
	遺 児 手 当 (県・市の制度)	父または母が離婚などでいないか、父または母が一定以上の障がい状態にあり、児童(18歳到達年度末まで)を監護養育している人(国・県は所得制限有)	遺児1人につき (県)月額 4,350円(4年目以降半額) (市)月額 2,400円 (国)児童1人 月額 11,010円～46,690円 ※所得により手当額が異なります。 (児童数により加算あり)	5月・7月・9月・ 11月・1月・3月 (国・市)11日 (県)25日	①②③④ ⑦⑧
	児童扶養手当 (国 の 制 度)				
■ 福祉課 障害福祉課 ☎95-0118					
障がい者(所得制限有)	特別児童扶養手当 (国 の 制 度)	療育A・B程度、身体1～3級(4級の一部を含む)程度の障がいがある20歳未満の児童を育てている人(施設入所児を除く)	1級 月額 56,800円 2級 月額 37,830円	4月・8月・11月・ の11日	①④⑤ ⑦⑧
	障害児福祉手当 (国・県の制度)	20歳未満で精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活に常時介護を要する人(施設入所児を除く)	A種 月額 23,000円 B種 月額 17,250円 C種 月額 16,100円	5月・8月・ 11月・2月 の10日	①④⑤ ⑦⑧
	特別障害者手当 (国・県の制度)	20歳以上で精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を要する人(継続して3か月以上入院の人、施設入所者を除く)	A種 月額 36,440円 B種 月額 30,640円 C種 月額 29,590円		
	在宅重度障害者手当 (県 の 制 度)	身体1・2級の人、療育A判定(IQ35以下)の人および身体3級かつ療育A判定(IQ50以下)の人(継続して3か月以上入院の人、施設入所者および65歳以上で新たに障がい者となった人を除く)	1種 月額 15,500円 2種 月額 6,750円	4月・8月・12月 の25日	①②⑤⑧
	心身障害者扶助料	市内在住で、障害者手帳を初めて交付された時の年齢が65歳未満であって、身体1～6級、療育A～C判定または精神1～3級の人(併給制限有)	身体1・2級 療育A 精神1級 月額 4,000円 身体3級 療育B 精神2級 月額 3,000円 身体4級 月額 2,500円 身体5・6級 療育C 精神3級 月額 2,000円	9月・3月の末日	①⑤⑦
被爆者	被爆者見舞金	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている人(毎年度の6月1日において、知立市に引き続き1年以上居住し、住民台帳に登録されている人)	年額 10,000円	6月(申請初年度は、支給決定日の属する月の翌月)	①⑥
障がい者	外国人福祉手当	昭和57年1月1日の時点で満20歳以上であって外国人登録法の規定により登録されていた人で、申請日の時点で市内に1年以上在住し、住民基本台帳に登録されている重度障がい者(公的年金を受給していないこと)	月額 20,000円	9月・3月の末日	①②⑤⑧
高齢者	外国人福祉手当	大正15年4月1日以前に出生し、昭和57年1月1日の時点で外国人登録法の規定により登録されていた人で申請日の時点で市内に1年以上在住し、住民基本台帳に登録されている人(公的年金を受給していないこと)	月額 10,000円	9月・3月の末日	①②⑧

申請に必要なもの

①預金通帳 ②所得証明書(転入者のみ) ③保険情報が確認できるもの(資格情報のお知らせ・資格確認書・マイナポータル画面(医療保険者の資格情報画面)を印刷したもの・健康保険証のいずれかの書類) ④戸籍謄本 ⑤各種障害者手帳 ⑥被爆者健康手帳 ⑦マイナンバーがわかるもの ⑧その他の関係書類

